

新型インフルエンザ発生初期の対応について

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する 関係省庁対策会議

- 新型インフルエンザ対策の体系(案)
- 新型インフルエンザ発生初期の水際対策について(案) (概要)
- 国内で新型インフルエンザが発生した場合の地域封じ込めについて(案) (概要)
- 新型インフルエンザ発生時等における対処要領(案) (概要)

詳細については、内閣官房ホームページを参照
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/index.html>

新型インフルエンザ対策の体系

	フェーズ3 (現段階)		フェーズ4	フェーズ5	フェーズ6
状況	トリ・ヒト感染 ※ヒト・ヒト感染(血縁関係がある場合)を含む。		ヒト・ヒト感染が発生 ※血縁関係がない場合	ヒト・ヒト感染の大規模集団発生	世界的大流行(パンデミック)
政府の体制	関係省庁対策会議(局長級)	関係閣僚会議(必要に応じ)	新型インフルエンザ対策本部(総理・全閣僚)		
感染防止 ※ 感染拡大の時期を、できる限り遅らせる。	○入院措置・停留場所の確保等 ○防護服、マスク等の整備	【初動対応】 ○外国で発生の疑い(在外邦人の保護、感染症危険情報発出、検疫強化等) ○国内で発生の疑い(患者の入院措置、タミフル投与)	【初動対応】 ○水際対策(在外邦人の保護、検疫集約化、入院措置・停留、入国制限等) ○地域封じ込め(外出自粛、移動制限、タミフル投与等)		解除
医療体制	○医療体制の整備 ○抗インフルエンザウイルス薬(タミフル)備蓄		患者の入院措置		入院・在宅
予防(ワクチン)	プレパンデミックワクチン備蓄 ※トリ・ヒトウイルスで製造		パンデミックワクチン製造・接種 ※ヒト・ヒトウイルスで製造		
社会機能の維持	公共サービスの事業継続計画策定の推進		プレパンデミックワクチン接種 (事業継続) (接種時期は要検討)		
その他	訓練、啓発、国民・企業の準備		不要不急の社会活動等の自粛要請		

(注)WHOがフェーズ4を宣言する前に、関係閣僚会議を開催し、本格的な初動対応を行うことがありうる。

新型インフルエンザ発生初期の 水際対策について(案)

平成20年4月9日

内閣官房

(注) 現時点における政府内での検討状況を示したものであり、今後、広く関係者の意見を聴いて見直しを行う。

水際対策の基本的考え方

国外で新型インフルエンザが発生し、水際対策を実施するに当たっては、次の2つの課題の両立を可能な限り追求することが必要。

【課題】

1. ウイルスの侵入防止を徹底し、国内でのまん延を可能な限り防ぐ

2. 帰国を希望する在外邦人を速やかに帰国させる

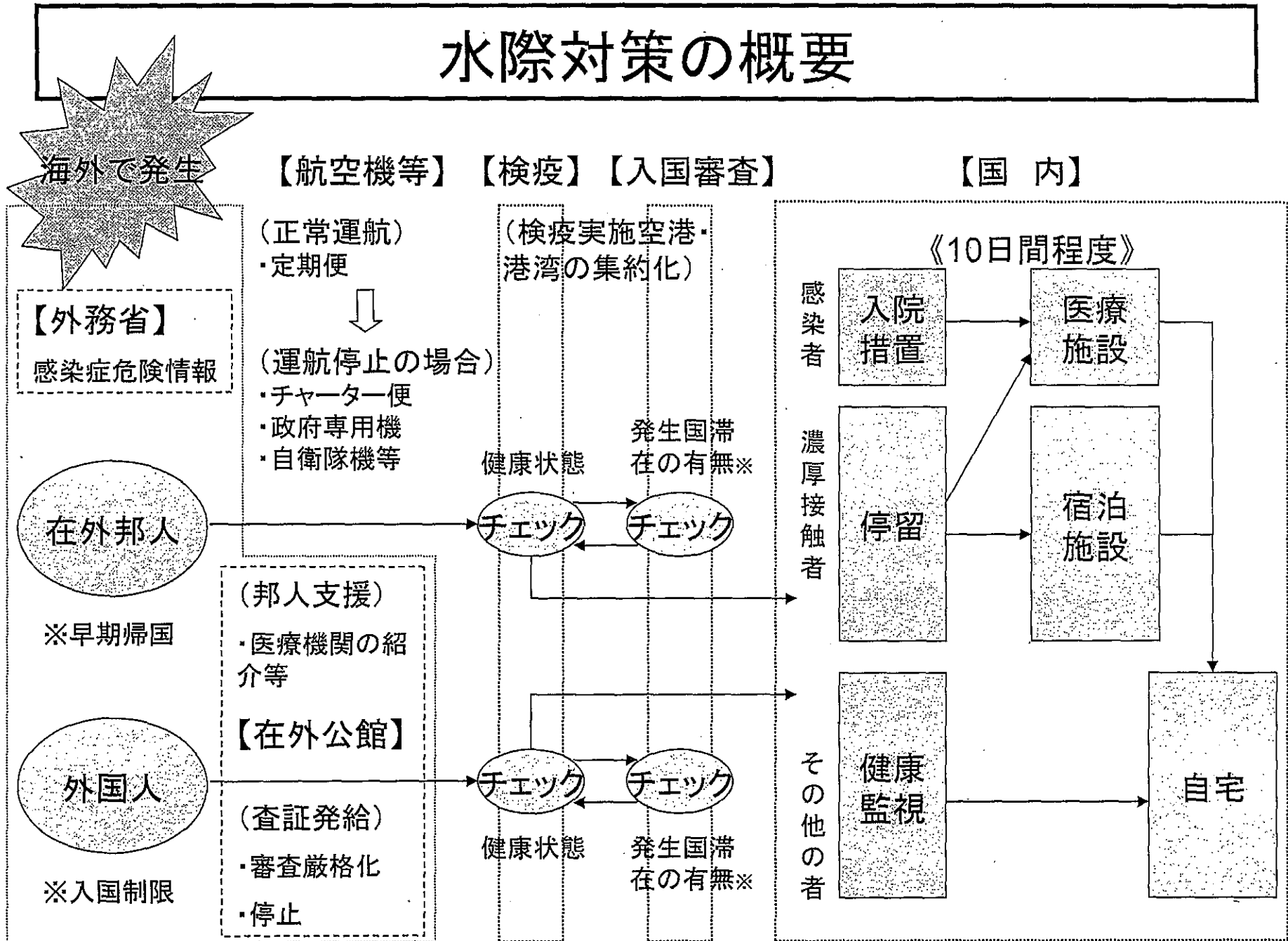
【対策の概要】

新型インフルエンザの発生時、直ちに新型インフルエンザ対策本部(又は関係閣僚会議)を開催し、次の措置を検討、決定。

- ① 在外邦人等への感染症危険情報を発出(渡航延期、帰国の検討等)
- ② 定期便が運航停止される場合、在外邦人の帰国手段を確保
- ③ 邦人帰国を優先させ、発生国からの外国人の入国を制限(査証発給制限等)
- ④ 検疫実施空港・港湾を集約化(4空港、3港等)
- ⑤ 感染のおそれのある者を宿泊施設等で停留(10日間程度)

※ 水際対策については、国内での感染が拡大し、対策を続けることの意味がなくなつたと考えられる時点で、通常の検疫体制に戻す。

水際対策の概要



※第三国から入国する場合

水際対策の実施方針

具体的な実施方針については、複数のパターンが考えられるが、いずれの場合も、混乱が生じないように、在外邦人の帰国や外国人の入国は、国内受入体制(検疫、停留場所の確保等)と整合的であることが必要。

パターン(例)	パターン1	パターン2
戦略・考え方	感染者入国を最大限防止	感染者入国を抑制
状況の想定例	感染者の搭乗・乗船が十分予想される。 例) 直行便のある主要都市で発生し、緊迫した状況にある。	感染者の搭乗・乗船がほぼ想定されない。 例) 辺境地で発生し、当面、感染者入国の可能性が低い。
検疫実施空港・港湾	集約化	集約化
停留対象者	発生国からの入国者全て(宿泊施設等に10日間停留)	患者との濃厚接触者(医療機関等に10日間停留)
航空機等の運航自粛	全便について要請	当面なし。感染拡大に応じ検討
在外邦人の帰国手段	代替帰国手段(在外邦人対象)	定期便で帰国。帰国を早めてもらう場合、他の帰国手段も検討
外国人への査証発給制限	停止	審査の厳格化

初動対応

【初動対応の検討・準備】

- ① 新型インフルエンザ発生の疑いがある場合、政府は、関係省庁対策会議(局長級)を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、初動対応を協議・検討。
- ② 関係省庁対策会議の決定を受け、
 - ・ 外務省は、最初の感染症危険情報を発出(不要不急の渡航延期、退避の可能性の検討)。
 - ・ また、在外公館での査証発給の際、審査を厳格化(書類により非感染が確認されなければ発給しない)。
 - ・ 厚生労働省は、発生国からの直行便に対する検疫強化を検疫所に指示。
 - ・ 関係省庁は、水際対策の実施に向けた協議・検討を開始。
- ③ 新型インフルエンザ発生の疑いが強まった場合、関係閣僚会議(総理・閣僚)を開催し、検疫実施空港・港湾の集約化等の準備を指示。

【新型インフルエンザ対策本部の設置と初動対応方針の決定】

- ① WHOのフェーズ4の宣言と同時に、全閣僚からなる対策本部を設置。
- ② 対策本部は、WHOや主要国の動向も踏まえつつ、フェーズ4aを宣言し、検疫集約化、停留の実施、外国人への査証発給制限等の開始を決定。
(注)WHOの宣言を待たず、早急に対応すべき場合は、関係閣僚会議で決定

感染症危険情報の発出

外務省は、WHOの勧告、発生国の状況（感染状況、医療体制等）、主要国の動向を踏まえ、フェーズの変化に応じ、対策本部等の決定を経て、感染症危険情報を発出。WHOが地域封じ込めを行う場合、在外邦人に協力を呼びかけ。

【感染症危険情報】

WHOのフェーズ4 の宣言前	<ul style="list-style-type: none">○ 不要不急の渡航については、延期も含め検討してください。○ 予め今後の退避の可能性も含め検討してください。
フェーズ4～6	<ul style="list-style-type: none">○ 渡航は延期してください。○ 今後、出国ができなくなる可能性及び現地で十分な医療が受けられなくなる可能性もあります。退避については、これらの点も含め検討してください。○ 帰国に際しては、停留される可能性もあることに留意してください。
例外的ケース（発生 国当局が出国禁止 措置をとった場合）	<ul style="list-style-type: none">○ 現地の安全な場所に留まり、感染予防対策を徹底してください。

在外邦人への対応

発症者等を除き、国内の受入体制(検疫、停留場所の確保等)に留意しつつ、帰国を希望する全ての在外邦人を速やかに帰国させる。

【在外邦人の退避オペレーション】

- ① 発生前後の時期では、在外邦人の多くが民間航空機の定期便で帰国。しかし、発生国からの定期便の運航が停止することがあれば、帰国手段を断たれた在外邦人のため、代替的帰国手段を確保し、退避オペレーションを行うことが必要。
- ② 退避オペレーションの実施については、国際世論を見極め、慎重に判断。

【発症又は感染したおそれのある在外邦人への対応】

- ① 外務省・在外公館は、発症者等に対し、現地の指定医療機関を案内。
- ② 発症者等に対しては、現地医療機関の対応能力喪失やタミフル払底等の緊急・特例的な状況下において他に代替措置がない場合には、応急措置的に在外公館備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬の授与等を検討。
- ③ 国土交通省は、発症の疑いが濃厚な在外邦人がチェックインしようとした場合には、厚生労働省が作成する指針に従い拒否を行うべきことを、航空会社・船舶会社に注意喚起。

在外邦人の帰国手段①

民間航空機 等の定期便・ 臨時便

- ① 感染者の搭乗がほぼ想定されない状況では、帰国希望者には、できるだけ早く帰国してもらうことが望ましい。このため、航空会社に臨時便の運航の検討を呼びかける。
- ② 直行便が発着する都市で新型インフルエンザが発生し、緊迫した状態にある場合、ウイルスの侵入防止の徹底や国内受入体制に対応した入国の量的・時間的調整を行う観点から、航空会社等に対し運航自粛を要請するとともに、代替的帰国手段を活用。
- ③ 運行自粛要請については、
 - ・ 新型インフルエンザの特徴
 - ・ 帰国を希望する在外邦人の数
 - ・ 利用可能な代替輸送手段の有無とその能力
 - ・ 発生国による代替輸送手段受入れの可能性
 - ・ 第3国経由の入国者が増加する可能性
 - ・ 当該措置の国際的整合性(国際保健規則の要件の確保等)等を踏まえ、慎重かつ総合的に検討し、対策本部で方針を決定。

在外邦人の帰国手段②

<p>民間航空機等のチャーター便</p>	<p>① 在外邦人の帰国を早めてもらう必要がある場合、活用を検討。</p> <p>② 定期便が運航停止になる場合、政府専用機等の派遣の検討を進めるとともに、チャーター便の活用について航空会社等と協議。</p>
<p>政府専用機 自衛隊の航空機・艦船 海上保安庁の航空機・巡視船</p>	<p>① 派遣は、対策本部の決定に基づき、外務大臣からの依頼により行う。ただし、次の点に留意することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none">a. 輸送能力は限定的。b. 船舶の場合、一定の日数がかかる。c. 現地での空港業務の確保が困難である可能性。d. 機内・船内には感染防止のための空調設備や隔離設備は設けられておらず、搭載可能な設備も存在しない。 <p>② また、輸送の安全を確保するためには、次の条件を満たすことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none">a. 管制・保安施設、航空機の離発着や船舶の出入港に必要な滑走路、埠頭等が正常に機能していること。b. 発症者が出た場合に備え、医師・看護師を搭乗させること。c. 搭乗・乗船前に、感染の有無についてチェックすること。d. 乗務員に対し、感染予防措置を講ずること。

発生国から入国しようとする外国人への対応

新型インフルエンザ発生時、入国者が急増し、検疫・上陸審査手続きが遅れたり、停留場所の確保が困難になることが予想。このため、在外邦人の帰国を優先させるとともに、発生国からの外国人の入国を可能な限り減少させる。

【在外公館における措置】

- ① 在外公館では、厚生労働省の検疫強化措置に連携して、査証申請時に「健康状態質問票」・「非感染証明書」を徴収し、書類上非感染が証明できない場合、査証を発給しない。
- ② 事態の進展に応じ、緊急事案等の場合を除き、査証発給を停止する。感染拡大が進めば、措置の対象国・地域を拡大。
- ③ ただし、水際対策としての査証発給制限措置の実効性は限定的（査証不要者の存在）。

【入国審査における措置】

- ① 外国人が感染者であれば、入管法上の上陸拒否事由に該当。
- ② 上陸申請時に感染者であることが判明した場合、直ちに検疫手続きに差し戻す。

【密入国者への対応】

- ① 密入国が予想される場合、取締機関相互の連携を強化。
- ② 水際対策関係省庁は、船舶等に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロールの強化を行う。

第三国経由で入国しようとする者への対応

発生国からの直行便の運行自粛を要請しても、第三国に一旦入国し、そこからの入国が自由であれば、対策の意味がないため、発生国での滞在の有無を把握するための方策を講ずる。

【第三国から入国するケース】

- ① 発生国を出国し、トランジットで第三国を経由し、入国（旅券上の最終出国証印は発生国）
- ② 発生国に在住しており、第三国に一旦入国した後、入国（最終出国証印は第三国）
- ③ 第三国に在住しており、発生時期前後に発生国に滞在した後、帰国し、我が国に入国（発生国の出国証印があるが、最終出国証印は第三国）

【第三国から入国しようとする者の捕捉】

- 検疫への虚偽申告を抑止するとともに、邦人及び外国人の旅券上の全ての出国証印を確認することにより発生国での滞在を把握することとし、そのための協力を航空会社等に要請。
 - ア. 検疫法に基づく質問票（虚偽申告には罰則）を、機内アナウンスとともに乗客に配布し、発生国での滞在経験がある場合、その旨を記載する等により、検疫に申告するよう周知。
 - イ. 機内アナウンスや看板により、入管や税関において旅券の出国証印を確認すること、旅券の最終出国証印が押されているページを開いて上陸審査に望むことを周知。
 - ウ. 上陸審査では、全ての旅券について、一定程度以降の日付の発生国の出国証印の有無をチェックし、これがあつた場合、速やかに検疫に通報。

検疫実施空港・港湾の集約化

発生国からの入国者の分散化を避け、患者が発生した場合でも感染の拡散防止を図り、また、検疫官の集中配置により検疫強化を図るため、発生国からの航空機・船舶を4空港(成田・関西・中部・福岡)及び3港(横浜・神戸・関門)等に集約化する。

【検疫集約化の流れ】

- ① 厚生労働省は、新型インフルエンザ発生の可能性が生じた場合、情報を収集・分析し、検疫集約化の必要性について検討を行い、関係省庁との協議を開始。
- ② 厚生労働省は、対策本部(関係閣僚会議)に検疫集約化の開始を上申し、対策本部は必要に応じ、専門家諮問委員会の意見を聞きつつ、方針を決定。
- ③ 対策本部の決定後、直ちに、厚生労働省は検疫所に対応を指示し、国土交通省は空港・港湾管理者や航空会社・船会社に決定内容を伝達し、検疫集約化を開始。

【検疫集約化の対象となる便】

- ① 厚生労働省及び国土交通省は、定期便が着陸・寄港すべき空港・港湾を指定するための具体的手順を決めておく。
- ② 新型インフルエンザが一国内の一部地域で発生した場合、当該国の国土の広さや国内移動手段の状況、我が国の受入体制等を踏まえ、検疫集約化の対象地域を感染拡大に応じて順次拡大していくのか、当該国からの便を一斉に集約するのかについて、要検討。

感染したおそれのある者の停留措置

新型インフルエンザには潜伏期間があるため、健康な状態にある者についても一定期間停留を行い、発症しないことを確認することが必要。ウイルスの感染力が非常に高い場合、発生国からの入国者全員を停留することもありうる。

【停留場所の確保】

- ① 停留場所として、医療施設のほか、個室管理のできる宿泊施設を確保。
- ② 厚生労働省は、部屋の借上げについて、個々の宿泊施設と交渉。停留の実施手順、職員に対する研修・訓練の実施、使用料等についても調整。
- ③ 集約実施空港・港湾近辺の部屋数は限られるため、他施設(企業の施設等)の利用も検討。
- ④ 状況によっては、停留予定者数が既存の宿泊施設の収容能力を超えることも考えられ、その場合の対応について、帰国の量的・時間的調整や代替施設の確保を含め、要検討。

【停留者への対応】

- ① 停留者への生活支援(食事の提供等)については、停留者と直接接触しない範囲で各々の宿泊施設に行ってもらえるよう、交渉。また、停留施設において医師・看護師を確保。
- ② 停留者は、停留場所から外出できない。監視及び外出しようとする者に対する説得は、基本的には、厚生労働省職員が行うが、停留者数が多く対応しきれない場合の対応については、要検討。 なお、警察及び海上保安庁は、トラブル発生に備え、警備体制を強化。

感染者の出国の抑制

- ① 我が国で感染が生じた場合、国際的責任の観点から、感染者を国内に封じ込める必要。
- ② 対策本部は、感染したおそれがある者に対し、出国を自粛するよう勧告。厚労省、外務省等は、ホームページ等においてこれを周知。
- ③ 国土交通省は、発熱しているなど発症の疑いが濃厚な者がチェックインしようとした場合は、厚生労働省作成の指針に従い拒否すべきことを、航空会社・船舶会社に注意喚起。

水際対策関係者の感染予防措置

- ① 関係機関は、防護服やマスク(PPE)を整備。厚生労働省は、予防投与のための抗インフルエンザウイルス薬を備蓄するとともに、関係機関への配布方法を検討。
- ② 水際対策関係者については、直ちに感染暴露するおそれがあることから、発生直後に本人の同意を得てプレパンデミックワクチンを接種。
(注)水際対策関係者の具体的範囲については、別途検討。
- ③ プレパンデミックワクチンの事前接種による一定の効果が期待される場合、新型インフルエンザ発生前に予め接種しておくことを検討。その場合、対象者数、接種の実施時期、同意の取り方、副反応に対する補償等について要検討。